

# 平成24年の主な税制改正

## 生命保険料控除が改正されました(所得税・市県民税)

○生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用控除限度額が12万円とされました。  
(市県民税は限度額7万円)

### (1) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)

- ・介護(費用)保障または医療(費用)保障を内容とする契約などの保険料を一定額控除する介護医療保険料控除「限度額4万円」(市県民税は限度額2万8千円)
- ・自分や親族を受取人とする生命保険契約などに基づいて支払った保険料をもとに一定額を控除する一般生命保険料控除「限度額4万円」(市県民税は限度額2万8千円)
- ・自分や配偶者を受取人とする個人年金保険契約などに基づいて支払った保険料をもとに一定額を控除する一般生命保険料控除「限度額4万円」(市県民税は限度額2万8千円)

控除額の計算(所得税)

年間の支払い保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

### (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)

- ・自分や親族を受取人とする生命保険契約などに基づいて支払った保険料をもとに一定額を控除する一般生命保険料控除「限度額5万円」(市県民税は限度額3万5千円)
- ・自分や配偶者を受取人とする個人年金保険契約に基づいて支払った保険料をもとに一定額を控除する一般生命保険料控除「限度額5万円」(市県民税は限度額3万5千円)

控除額の計算(所得税)

年間の支払い保険料等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

### (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除を受ける場合

- ・一般生命保険料または個人年金保険料の控除額は、それぞれの合計額「限度額4万円」となります。「合計限度額12万円」(市県民税は限度額7万円)

## 医療費控除が改正されました(所得税・市県民税)

○医療費控除の対象範囲に、介護福祉士(認定特定行為業務従事者を含む)による喀痰(かくたん)吸引等に係る費用の自己負担分が加えられました。

## 住宅税制が改正されました(所得税)

○住宅借入金等特別控除について、認定低炭素住宅の推進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅の新築または建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして、平成24年または平成25年に居住の用に供した場合における控除率等が制定されました。

居 住 年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年	4,000万円	1.0%
平成25年	10年	3,000万円	1.0%

○認定長期優良住宅新築等特別税額控除について、税額控除限度額が50万円(改正前100万円)に引き下げられた上、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました。

【問合せ】税務課(内線112・113)